

# 新本庁舎建設事業について

安全性  
維持費

資料 1

R2. 3. 9一般質問資料  
葛西勇人作成

## 1 免震構造と耐震構造の比較

		免震構造	耐震構造
構造の概要		<ul style="list-style-type: none"><li>・建物の基礎下に免震装置を設置し、<b>建物を地面から切り離すこと</b>により、建物に入ってくる<b>地震力を低減</b>することができ、建物の耐震性を向上させる構造</li><li>・免震装置で地震の揺れを吸収する為、<b>柱、梁を小さくできる</b>が、免震装置費用必要</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・<b>建物自体が地震に耐えるような強度（柱、梁等）に造られている</b>が、地震で生じる揺れに耐えるように設計された構造</li><li>・大地震に耐えるために、免震構造より<b>柱、梁が大きくなり</b>コストが上がる</li></ul>
※1 大地震時の安全性	建物損傷	ほとんどない	<b>建物全体的に損傷を受け</b> 、傾きが残る場合もある。余震時、被害がでる可能性もある
	内部揺れ	揺れは <b>小さい</b> 家具、什器等の転倒はほとんど生じない	揺れは <b>大きい</b> 家具、什器等の転倒や移動が生じる
※2 BCP（業務継続）		揺れが小さいため、基本的に <b>すぐに復旧可能</b>	揺れが大きいために、 <b>復旧に時間を要する</b> 可能性あり
初期費用		免震装置などによるコスト増はあるが、鉄骨量の削減などにより低減が可能	部材断面が大きくなるため、一般的な建物よりコスト増となる
大地震後の補修費想定		<b>建設コストの0～5%程度</b>	<b>建設コストの15%程度</b>
維持管理 (メンテナンス)		<b>1年毎に通常点検</b> （目視点検）、竣工後・5年目、10年目（以降10年毎）に <b>定期点検</b> （目視点検＋計測点検）が必要	<b>不要</b>

※1 「大地震」とは、震度6以上の地震を想定しております。

※2 「BCP」とは、災害が発生した場合において、災害対応等の業務を適切かつ迅速に行うための業務継続計画です。

### 【懸案事項】

両構造の初期費用と維持費用比較を含めて、免震構造採用の理由を問う

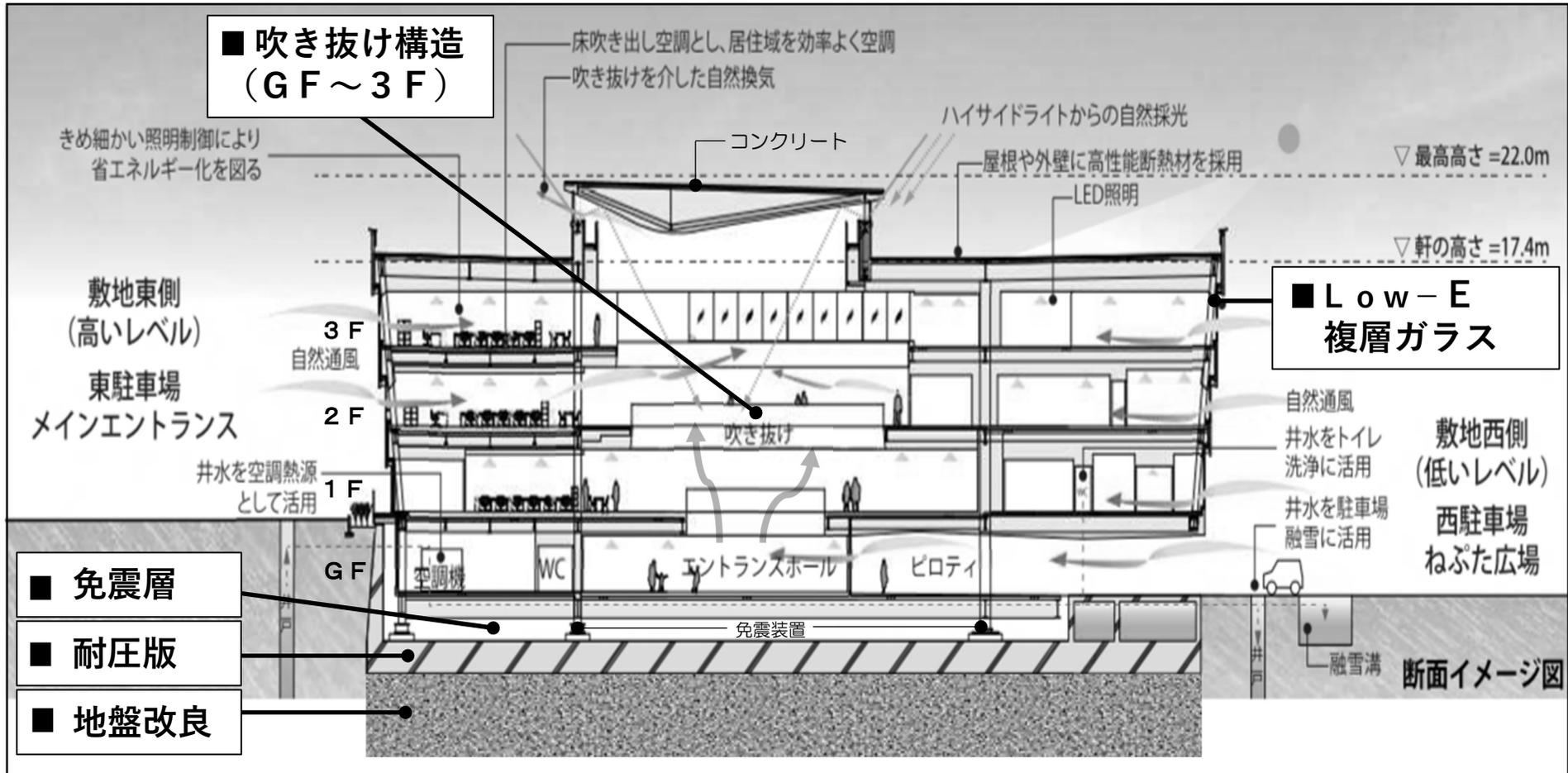
# 新本庁舎建設事業について

安全性  
維持費

## 資料 2

R2. 3. 9一般質問資料  
葛西勇人作成

### 2 新本庁舎の断面イメージ図



#### 【懸念事項】

- ・ 免震構造 : ①浸水対策 ②耐圧版、地盤改良の耐久性と腐食対策
- ・ 吹き抜け構造 : ①転落対策 ②騒音対策 ③防火対策 ④冷気の吹上対策
- ・ ガラス構造 : ①結露対策 ②断熱対策 ③特殊資材による維持費増?

# 除排雪事業について

## 資料 3

R2. 3. 9一般質問資料  
葛西勇人作成

### 1 除排雪事業に関する課題

No	課題	課題の詳細	確認／提案など
1	県（の業者）との連携改善・強化策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県道と市道の交差部分で、除雪のタイミングの違いで、道路上の置き雪や段差が生じる</li> <li>・ 県道尾上日沼線の八幡崎区間のすり鉢状問題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交差部分での県と市の取り決め事項の確認と改善に向けたシステム作りの検討</li> <li>・ 改善に向けた県との交渉状況確認</li> </ul>
2	運搬排雪運用の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通的に危険な雪寄せ場や路上、路側等の排雪が遅い。また要望しないと対応が遅い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重点排雪場所マップ、排雪実施ルールを作り自主判断で排雪できる仕組みを検討</li> </ul>
3	除雪作業遅延の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大雪時の除雪作業遅れ問題（雪片付け後の置き雪は勘弁願いたい！）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「除雪作業見える化」システム導入検討 ■ 下記「除雪機械運行管理システム」参照</li> </ul>
4	高齢者、障がい者世帯等への除雪支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の町会会員の高齢化や作業の安全性を考慮すると、町会や地域の協働での対応に限界がくる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町会・地域への支援事業から市のサービス事業への転換（制度設計の見直し）検討 ■ 資料 4 参照</li> </ul>
5	除雪業者の技術・技能の均一化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除雪業者の除雪技術にバラツキあり</li> <li>・ 器物を損壊するケースあり、またそれを連絡しないと修理しないケースあり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業者の講習会受講の管理を徹底</li> <li>・ 業者へ除雪工区情報の提供・引継ぎの徹底</li> <li>・ 器物損壊した場合の業者からの報告を徹底</li> </ul>

### 2 福島県喜多方市の「除雪機械運行管理システム」について（※R2.1.15 議員研修にて喜多方市を視察）

#### (1) システムの概要

**G P S**を活用した除雪機械運用管理システムを導入することにより、**リアルタイムに除雪車両の位置を把握し、作業の進捗状況確認ができる**ようになった。それにより市民からの問い合わせへの迅速な対応などで市民サービス向上が図れた

#### (2) システムの導入効果

対象者	主な導入効果
市 民	① <b>迅速かつ正確な除雪作業情報収集</b> ②除雪車両の柔軟な配置による <b>除雪時間の短縮</b>
喜多方市	①市民の問い合わせに迅速かつ正確に回答可能（ <b>苦情が激減</b> ） ②除雪業者の <b>正確な除雪実績の把握や不正防止</b> などを実現 ③除雪遅延場所に市有除雪車両投入するなど、 <b>除雪車両の柔軟な配置が可能</b> ④県へ報告するデータ作成、除雪業者からの日報検証、除雪費執行状況の把握などの <b>事務の負担軽減</b>
除雪業者	①市へ提出する <b>日報、請求書作成などの事務の負荷軽減</b> ②タコグラフ未設置機器への設置費用が不要

# 除排雪事業について

## 資料 4

R2. 3. 9一般質問資料  
葛西勇人作成

### 3 高齢者、障がい者世帯等への除雪支援について喜多方市との比較

事業主体	平川市		喜多方市												
		平川市社会福祉協議会													
事業名	町会活性化事業奨励金	小規模除排雪事業	高齢者世帯等除雪支援事業												
事業概要 ・支援内容	①町会組織への加入促進 ②リーダー育成及び研修会 ③住民参加の世代間交流 ④雪対策事業 ・ひとり暮らし高齢者世帯や未除雪道路の除排雪に係る機械の借上げや燃料費 ・除排雪作業後の慰労会経費等	自力による除雪が困難な世帯に対して、 <b>除雪作業を支援</b> ・道路除排雪後の雪の固まり除去 ・道路除排雪後の生活路の確保	自力による除雪が困難な世帯に対して、 <b>除雪作業を支援</b> ・居住する家屋の周辺及び敷地内の通路確保等日常生活を維持できる範囲の手作業による除雪 ・降雪状況等により除雪機械の使用や、屋根の雪下ろし等の作業												
利用対象世帯	・町会加入世帯  ※具体的な除雪場所や用途については町会で判断	・ひとり暮らし高齢者 ・高齢者夫婦世帯 ・障がい者世帯  ※具体的な利用対象者については町会で判断	・65歳以上の方 ・身体障害者手帳、療養手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持されている方 ・要介護（要支援）認定を受けている第2号被保険者の方 ・小学生以下の児童 ・小学生以下の児童を養育するひとり親世帯												
支援先・作業者	町会（除雪ボランティア）		除雪事業者												
支援額	<b>奨励金：上限額30万円／町会</b>  ※奨励金＝均等割＋世帯割＋人口割（上限有り） ・均等割：1万円／町会 ・世帯割：200円×世帯数 ・人口割：500円×人口	<b>助成金：1万円／町会</b>  ※利用者負担額 <u>300円／回</u> ⇒・上記金額は上限の目安 ・ <b>徴収有無は町会で判断</b> <b>無料の町会もあり</b>	<b>利用者負担額（作業員1人30分あたり）：以下参照</b> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>作業種別</th> <th>利用者負担額</th> <th>市補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手作業の場合</td> <td>120円</td> <td>1,060円</td> </tr> <tr> <td>除雪機械の場合</td> <td>370円</td> <td>1,060円</td> </tr> <tr> <td>屋根の雪下ろしの場合</td> <td>540円</td> <td>1,060円</td> </tr> </tbody> </table>	作業種別	利用者負担額	市補助額	手作業の場合	120円	1,060円	除雪機械の場合	370円	1,060円	屋根の雪下ろしの場合	540円	1,060円
作業種別	利用者負担額	市補助額													
手作業の場合	120円	1,060円													
除雪機械の場合	370円	1,060円													
屋根の雪下ろしの場合	540円	1,060円													
注意	※除排雪作業や屋根の雪下ろしをした人への日当代などの <b>人件費は対象外</b>	※ <b>平川市社会福祉協議会が実施している事業</b> なので、町会はそこに申請が必要	※利用希望者は市へ申請し、作業種別利用券を受領 ※作業内容、作業時間、作業員数等により利用者負担額は異なる												

# 尾上分庁舎の利活用について

資料 5

R2. 3. 9一般質問資料  
葛西勇人作成

## 【尾上分庁舎の利活用に関するこれまでの議会での質疑応答内容の要約】

1 利活用方針案	
<p>検討中（令和2年度に決定予定）</p> <p>■尾上分庁舎に残る機能：・市民生活課窓口 ・図書館 ・生涯学習センター ・未就学児指導教室（幼児サポート教室） ・通級指導教室</p>	
2 共通コンセプト／方向性案	
<p>検討中（令和2年度に決定予定）</p>	
3 主な利活用案	
①平川市が②検討委員会への提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他団体への貸付 ・永久保存文書の保管スペース ・防災備蓄倉庫</li> <li>・文化センターに次ぐ第2の生涯学習活動拠点 など</li> </ul>
②平川市支所のあり方検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議室、事務室の貸出（平川市、南黒地域の団体が利用）して3階までにぎわいを生む施設 など</li> </ul>
③尾上地域行政委員との意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議室（町会、サークルの方々が利用） ・事業者の実務室 ・避難所 ・テナントの誘致 など</li> </ul>
④まちづくり懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フリースペース（サークル活動、会合等） ・事務室として貸出（NPO法人等各団体） など</li> </ul>
⑤尾上庁舎利活用検討会議（庁内）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て広場 ・児童や学生向けの学習施設 ・図書館機能の拡充 ・展示施設 ・運動施設</li> <li>・飲食店 ・企業や団体の事務室 ・フリースペース など（※職員より140件程度提案あり）</li> </ul>
⑥議員提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市所有の美術品、工芸品（市で約260点所有）の展示ギャラリー ・美術館 ・資料館</li> <li>・市民のサークル活動や地域コミュニティの場 ・複合的で通年に対応できる観光拠点</li> <li>・市出身の芸術家のアートギャラリー ・若者が学び、交流し、働けるスペースとして提供 など</li> </ul>
4 検討実績と今後のスケジュール案	
平成26～27年度	：平川市支所のあり方検討委員会（※3回実施）
平成29年度	：調整会議（庁内：総務部、関係部署職員）、尾上地域行政委員との意見交換会
平成30年度	：尾上庁舎利活用検討会議（庁内：関係部署の課長補佐級メンバーで組織。全職員にアイデア募集）
◎平成31（令和1）年度	：尾上庁舎利活用検討会議（継続）、審議会（市民や有識者の委員で構成、審議会の内容をHP等で公開予定） 弘前大学との連携調査研究事業としてのワークショップ実施
◎令和 2年度	：パブリックコメント、全議員への説明会実施予定 利活用方針、共通コンセプト／方向性決定予定
令和 3年度	：尾上分庁舎改修工事予定（※本庁舎や健康センターへの引っ越し完了次第、改修工事に取りかかる予定）
令和 4年度	：尾上分庁舎の新たな利活用開始予定